

労働安全衛生法に係る有害物等の輸入通関の際における取扱いについて

平成28年12月27日財関第1600号

標記のことについて、別添のとおり、厚生労働省労働基準局長から依頼があったので、平成29年1月1日からは、これにより実施されたい。

なお、この通達の実施に伴い、「労働安全衛生法に係る有害物等の輸入通関の際における取扱いについて」（平成26年3月28日財関第308号）は廃止する。

別添

基発1220第6号
平成28年12月20日

財務省関税局長殿

厚生労働省労働基準局長

労働安全衛生法に係る有害物等の輸入監視協力依頼について

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第55条において輸入等が禁止されている労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）第16条第1項に規定する有害物等の輸入監視につきましては、貴局及び税関当局の御協力を得て多大の実効を上げてきたところです。

今般、関税定率法等の一部を改正する法律（平成28年法律第16号）が公布され、平成29年1月1日に関税定率法の別表の改正が施行されることとなりました。

つきましては、改正法が施行される平成29年1月1日から、法第55条において輸入等が禁止されている有害物等の通関の際における取扱いについては下記により実施されたく、特段の御配慮をお願いします。

なお、本通達の実施を以て、平成26年3月26日付け基発0326第2号「労働安全衛生法に係る有害物等の輸入監視協力依頼について」は廃止します。

記

1 確認の対象となる有害物等

法第55条及び令第16条第1項の規定に基づき輸入等が禁止されている有害物等であつて税関に確認を依頼する有害物等は、以下のとおりである。

関税定率法（明治 43 年法律 第 54 号）別表の番号	有害物等
第 36.05 項	黄りんマッチ
第 2921.59 号	ベンジジン及びその塩
第 2921.49 号	四－アミノジフェニル及びその塩
第 25.24 項	石綿
第 2904.20 号	四－ニトロジフェニル及びその塩
第 2909.19 号	ビス（クロロメチル）エーテル
第 2921.45 号	ベーターナフチルアミン及びその塩
第 3506.91 号、第 4005.20 号、第 4016.99 号	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容 量が当該ゴムのりの溶剤（希釈剤を含む。）の五パーセントを 超えるもの
第 38.22 項、第 3824.99 号	ベンジジン及びその塩、四－アミノジフェニル及びその塩、 四－ニトロジフェニル及びその塩、ビス（クロロメチル）エ ーテル又はベーターナフチルアミン及びその塩をその重量の 一パーセントを超えて含有する製剤その他のもの
－	石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤そ の他のもの

2 税関への確認依頼事項

輸入者が法第55条ただし書の規定に基づき、令第16条第2項に規定する有害物等の輸入禁止の解除を申請した場合は、都道府県労働局長において「製造等禁止物質輸入許可証」（特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）様式第4号の2）又は「石綿等輸入許可証」（石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）様式第5号）を交付することとなるので、当該書面の写しをもって、関税法（昭和29年法律第61号）第70条第1項に規定する他法令の証明とされたい。

3 通関の際に疑義が生じた場合の取扱い

通関の際に疑義が生じた場合は、その都度、都道府県労働局に照会されたい。

様式第 4 号の 2(第 46 条関係)

製造等許可番号第号

製造
製造等禁止物質 輸入 許可証
使用

物質の名称		
申請者の住所		
申請者の氏名		
試験研究機関の 名称及び所在地	名称	
	所在地	

労働安全衛生法施行令第 16 条第 2 項第 1 号の規定により、申請のあつた上記物質の 製造 輸入 を許可する。
使用

年月日

労働局長印

様式第 5 号(第 47 条関係)

製造等許可番号第号

製造
石綿等 輸入 許可証
使用

石綿等の名称		
申請者の住所		
申請者の氏名		
試験研究機関の 名称及び所在地	名称	
	所在地	

労働安全衛生法施行令第 16 条第 2 項第 1 号の規定により、申請のあった上記物質の 製造 輸入 を許可する。
使用

年月日

労働局長印